

## 下北山村起業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下北山村が有する地域資源を活用した仕事づくりを通して地域のさらなる活性化を図るため、下北山村起業支援補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 起業 個人が個人事業主として、又は新たに法人を設立し、事業を新たに始めることをいう
- (2) 新規事業参入 個人及び法人が現在行っている事業とは別分野の事業を新たに始めることをいう
- (3) 事業所 事業の用に供するために直接必要な建物及びその附属施設をいう

(補助対象)

第3条 補助対象となる者は、前条に掲げる事業を村内で行う者であつて、次の各号に該当する者とする。

- (1) 本要綱及び村の各種施策の趣旨を理解し、村と協働して村づくりに参画する考えと行動を持ちあわせ、継続して事業を行う決意のある者
- (2) 下北山村におおむね5年以上定住する意思を持つ者
- (3) 下北山村内に事業所を設置し、通年で営業する事業を起業及び新規事業参入する者
- (4) 納付、納入すべき国税及び地方税ならびに使用料等(以下「村税等」という。)を1箇月以上にわたり滞納していない者。ただし、複数の構成員で連携して事業を行う場合は、構成員の全ての者が滞納していない者
- (5) 所得税法(昭和38年法律第154号)第229条に規定する開業届出により、新たに事業を開始する者
- (6) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく法人である

2 前項に該当する者のうち、次の各号の何れかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 事業の実施に関して法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有するとき。
- (2) 申請者が暴力団等の反社会的勢力である、反社会的勢力との関係を有している、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている、及び公序良俗に反する事業等これに類すると認められるとき。
- (3) 過去及び現在において法人で事業を行っており、個人事業として同業種を行う、又はその逆であるとき。
- (4) 親等から事業を引き継いで行う個人事業であるとき。
- (5) 会社法に規定する吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、事業譲渡により誕生した法人であるとき。
- (6) 同業種を既存法人から引き継いで行う場合、既存法人と新法人の役員が一人以上重複しているとき。
- (7) 設置した事業所が福利厚生施設であるとき。
- (8) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく受給を受けている者であるとき。

3 補助対象となる起業は、原則として1事業者につき1件とし、次の

各号の何れにも該当するものとする。

- (1) 有償で実施し、収益性及び3年以上の継続性が見込まれる事業であること。
- (2) 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動及びこれらに類する事業でないこと。
- (3) 村内で地域資源を活用して起業するに当たり、その起業に必要な施設等の整備を行うものであること。
- (4) 起業の実施期間は、交付決定日以降、開業した日までとし、原則として交付決定の属する年度の末日を超えないものであること。

4 補助対象経費及び補助金額は、別表第1の通りとする。  
(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 下北山村起業支援補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 下北山村起業支援補助金事業計画書(様式第2号)
- (3) 見積書
- (4) その他村長が必要と認める書類

(交付の審査及び決定)

第5条 補助金交付の適正及び公平を期すため、下北山村起業支援補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置し、申請内容を審査するものとする。

2 この要綱に定める他、審査会に関し必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

3 村長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査会において審査し、結果を聴取した上、補助が適当と認めるときは、補助金の交付及び補助額を決定し、下北山村起業支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に対し通知するものとする。この場合において、村長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは条件を付けることができる。

4 村長は、審査会で審査し、補助の対象とならないと認めるときは、下北山村起業支援補助金不採択通知書(様式第4号)により当該申請者に通知する。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第6条 前条第3項により、交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、下北山村起業支援補助金事業計画変更承認申請書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の下北山村起業支援補助金事業計画書(様式第2号)
- (2) その他村長が必要と認める書類

2 交付決定者は、補助金交付申請の内容を中止しようとするときは、あらかじめ下北山村起業支援補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、第3条第3項の規定に関わらず、補助事業を交付決定日の属する年度内に完了することが困難になったときは、1月末日までに、村長に繰越しの承認を申請しなければならない。

4 村長は、前項の申請があった場合において、やむを得ない事情があると認められた場合は、これを承認の上、交付申請者に通知する。

(変更等の承認)

第7条 村長は、前条に定める変更の申請を受理した場合は、その申請理由に係る書類等の内容を審査し、適当と認めるときは、下北山村起業支援補助金事業計画変更承認通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更は、変更の申請を必要としない。

- (1) 支援目的に変更のあるもの
- (2) 補助金の額が増加する変更
- (3) 補助対象経費の20%以上の増減がある変更

2 村長は、前条第2項の申請に係る書類等の内容を審査し、適当と認めるときは、下北山村起業支援補助金中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。  
（補助金の概算払い）

第8条 村長は、補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払いをすることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払いを受けようとする者は、下北山村起業支援補助金概算払請求書（様式第9号）を村長に提出しなければならない。  
（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度の末日の何れか早い日まで下北山村起業支援補助金事業実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。ただし、第6条の規定により繰越しとなった場合には、補助事業を完了した日から起算して30日以内とする。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 請求書又は領収書の写し
- (3) 完了写真
- (4) 商業・法人登記又は個人事業の開業等を証明する書類の写し
- (5) その他村長が必要と認める書類  
（補助金の交付及び精算）

第10条 村長は、前条の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下北山村起業支援補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、下北山村起業支援補助金交付請求書（様式第12号）を村長に提出しなければならない。

3 村長は、前項の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を交付する。  
（報告、検査及び指示）

第11条 村長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め検査し、又は指示することができる。

2 交付決定者は、補助金の交付を受けた翌年から3年間、毎年度の事業実績を3月末までに村長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 交付決定者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号に掲げるものを、村長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、受給者が補助金等の全部に相当する金額を村に納付した場合又は村長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、村長が指定するもの
- (3) その他村長が特に必要があると認めて指定するもの  
(補助金の取消し)

第13条 村長は、交付決定者等が次の各号のいずれかに該当するとき、第5条の規定により行った交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、村長は、下北山村起業支援補助金取消し通知書(様式第13号)により交付決定者に通知する。

- (1) 事業内容に、何らかの不備、又は不正が発見されたとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 第11条の規定による村長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (5) 正当な理由もなく報告等を怠り、事業内容を変更又は起業期間を遅延したとき。
- (6) 補助金の交付を受けた日から3年以内に、正当な理由なく申請のあった事業を廃止したとき。  
(補助金の返還)

第14条 村長は、前条により、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、別表第2に定める金額の返還を下北山村起業支援補助金返還命令書(様式第14号)により命じることができる。ただし、やむを得ない特別な事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、村長が定める期間までに当該補助金を返還しなければならない。

3 前項に規定する補助事業者が個人の場合であって、次の各号の何れかに該当し、特殊な事情ややむを得ないと認められるときは、返還の期間を延長し、又は返還の全部もしくは一部を免除することができるものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 重度心身障害と認められるに至ったとき
- (3) 心身の故障により長期の休業を要するに至ったとき
- (4) その他特別の事項により償還が困難と認められるとき  
(書類の保存)

第15条 受給者は、補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。